

最大

100万円

補助！

IT企業向け



## 函館市地方拠点開設 支援事業補助金ってなに？

函館市内において地方拠点を開設する事業者に対し、  
開設・運営に必要な経費を補助します！

### 対象者

- 1, 市内で行う事業が対象者事業であること  
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、  
インターネット付随サービス業、デザイン業
- 2, 企業立地補助金における補助類型8および9を除く、  
同種の補助金等の交付を受けていないこと
- 3, 市内に同機能の拠点が無いこと。  
(コワーキングスペースやシェアオフィス等占有スペースではない形態の拠点を除く)
- 4, 自己の事業に供するために、3年以上操業を継続することが  
見込まれるサテライトオフィス等を市内に新しく設置すること
- 5, サテライトオフィス等を当該補助金の交付決定があった日の属  
する年度の3月末までに開設すること



その他の要件がございますので、申請前に担当までご相談ください

# 補助対象経費

| 対象経費区分   | 内容  | 補助率・上限                       |
|----------|---|------------------------------|
| 施設整備費    | 内装工事費・調査設計費等の改装に要する経費、電気、水道等の敷設に要する経費、空調設備、セキュリティー関連機器の整備費等 | 補助率：補助対象経費の1/2以内<br>上限：100万円 |
| 通信環境整備費  | Wi-Fi,LAN環境の構築のための機器の購入、設備工事等                               |                              |
| 什器・機器導入費 | 机、イス、パソコン、プリンター、コピー機等                                       |                              |

- ※補助対象経費は消費税および地方消費税相当額を除いた額となります
- ※交付決定前に契約、購入した経費は対象外となります

## 交付までの流れ



- 1 補助交付申請書提出  
賃貸借契約日の30日前から60日ごまでの期間内  
←.....
- 2 補助金交付決定  
.....→
- 3 業種着手
- 4 事業完了
- 5 実績報告書提出  
←.....
- 6 補助金の額確定
- 7 補助金の振り込み  
.....→

ご詳細は函館市HPから  
ご覧ください↓

お申込み・お問い合わせ  
函館市役所経済部企業立地推進課  
〒040-8666 函館市東雲町4番13号  
☎0138-21-3307 ✉ [yuchi@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:yuchi@city.hakodate.hokkaido.jp)

